

## 弔 慰 金 等 取 扱 基 準

区 分	本 人		同居の家 族	別居の親 族（実父 母・実子）	過去に在 職した本 人
	香 典	見舞金	香 典	香 典	香 典
三 役・教育長	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
議 会 議 員	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
教 育 委 員	10,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
町立小中学校長	5,000 円	5,000 円	5,000 円		
宮代町職員	5,000 円		5,000 円	5,000 円	5,000 円
非 常 勤 特 別 職 等 ※	地方自治法の規定により設 置された行政委員会の委員	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
	条例で設置されている付属 機関の委員	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
	その他非常勤特別職の委員	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
国・県からの委嘱によ る委員	5,000 円		5,000 円		

※教育長により、教育委員会に関係すると判断されるものに限る。

## 【留 意 点】

- ・この基準のほか、特に教育長が必要と認めた場合は、支出するものとする。
- ・兼職の場合は、上位の職とする。
- ・過去に在職した宮代町職員については、勤続年数が通算して20年を超える者を対象とする。
- ・見舞金については、上記区分の本人が1週間以上入院又は療養する場合のみ支出するものとする。